

11. 福崎町地域包括支援センター

(認知症相談支援センター)

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、高齢者等への総合的な支援を行う機関です。

少子高齢化が進む中、高齢者等が介護や医療が必要となっても、地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築をめざし、介護保険法に基づく地域支援事業(介護保険法 115 条の 45)を行います。

地域包括支援センター（保健センター内）

電話 0790-22-0560



地 域 支 援 事 業			事業紹介 ページ
総 合 事 業	介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定等を受けた方、基本チェックリストで事業の対象と認められた方の訪問型・通所型サービスです。	P112
	介護予防ケアマネジメント事業	要支援認定等を受けた方、基本チェックリストで事業の対象と認められた方に、適切なサービスをケアマネジメントします。	P113
	一般介護予防事業	住民運営の通いの場を中心に行う介護予防事業であり地域づくりにも寄与します。	P113
包 括 的 支 援 事 業	認知症総合支援事業	認知症でも住み慣れた地域で暮らせるよう、医療と介護の一体的な提供に向けた関係者の連携を推進します。	P113
		※福崎町認知症ケアネット	P116
	地域ケア会議	地域で自立した生活を営むための支援等について検討します。専門職による会議や地域に密着した会議等があります。	P114
	地域包括支援センター運営事業	住民の心身の健康の保持と生活の安定のために行う事業で、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントがあります。	P114
	生活支援体制整備事業	生活支援を必要とする方が自立した生活を送れるよう、地域で多様なサービスを提供する体制整備を行います。	—
	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向け関係者が連携し推進します。	P115
任 意 事 業	介護給付費等費用適正化事業	ケアプランの点検や介護給付費通知等を行ない、適正な介護保険の運営に努めます。	—
	家族介護支援事業	認知症高齢者等やすらぎ支援事業や家族介護慰労金支給等、在宅介護に対し精神的・経済的な支援を行います。	P115
	その他の事業	成年後見制度の利用者支援や、認知症サポーター養成講座開催による支援者の育成等を行ないます。	P115

(1) 福崎町介護予防・生活支援サービス事業

種別 事業名 (委託先事業所)	定員 (人)	曜日 時間	内容	利用料等 (自己負担割合)
通所型 A 健やかクラブ (社会福祉協議会)	20	土曜日 9:30～ 15:30	集団プログラム ・ふくろう体操他、 心身の自立支援を目的とした プログラム ・歯科保健指導・栄養指導	【1割】 350円/回 【2割】 700円/回 【3割】 1,050円/回
通所型 A はつらつクラブ (社会福祉協議会) ※実施場所：図書館	15	水曜日 9:30～ 15:30		
通所型 A おひさまクラブ (デイサービス優)	5	水曜日 9:30～ 15:30		
通所型 C リハビリ教室 「パートナーふくさき」 (リハビリテーション ふくさき)	10	火曜日 13:30～ 16:30 木曜日 9:00～ 12:00	個別・集団プログラム (3カ月～6カ月間) ・運動器の機能向上プログラム ・歯科保健指導・栄養指導	【1割】 420円/回 【2割】 840円/回 【3割】 1,260円/回
通所型 C 転倒予防教室 (地域包括支援 センター)	10	木曜日 9:30～ 11:30	集団プログラム (6カ月間) ・転倒予防プログラム ・歯科保健指導・栄養指導	利用料 1,800円/6か月 送迎代 100円/回
通所型 C はつらつ大学「脳楽部」 (地域包括支援 センター)	5	金曜日 10:00～ 11:00	個別プログラム (6カ月間) ・認知症予防プログラム ・歯科保健指導・栄養指導	教材費 1,100円/月 送迎代 100円/回
訪問型 A ほのぼの 自立支援訪問 (社会福祉協議会)	—	週1回 1時間 程度	・生活援助等	【1割】 210円/回 【2割】 420円/回 【3割】 630円/回

※支援に専門性が必要となる方には、専門職による訪問型・通所型サービス（徒前相当のサービス）を提供します。

(2) 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者や事業対象者等の自立した生活に向けて、適切な介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づいた支援をしていきます。

ポイント

- ・自分でできる力を活かす（自助）
- ・地域の資源を活かす（互助）
- ・介護保険サービスや介護予防・生活支援サービスの利用（共助）
- ・行政等によるサービス（公助）

(3) 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方とその支援者が対象です。

①地域ふくろうの会

各地区公民館で週1回、住民運営で行われる介護予防の運動教室です。（ふくろう体操）

②地域介護予防活動補助金の交付

住民運営の介護予防活動やふれあい活動に対し、補助金年間30,000円を交付します。「介護予防活動」・・・1週間に1回、プログラム化した介護予防事業を行う活動です。「ふれあい活動」・・・1か月に1回、地域づくりの場となる事業を行う活動です。

※地域で介護予防活動をしてみたいという方は、地域包括支援センターへご相談ください。

(4) 認知症総合支援事業

①認知症相談窓口の設置（認知症相談支援センター）

地域包括支援センターは、姫路北病院と連携し、認知症の相談に対応しています。

②認知症初期集中支援チーム

認知症の方やその家族に、専門医と保健師等がチームで早期に関わり、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう対応します。

対象

認知症の疑われる方で、介護サービスを受けていない方や病院にかかっていない方、対応困難な認知症状が多く見られる方等



③認知症カフェへの支援

認知症カフェは、地域で認知症の方やその家族を支える場です。
利用料は各カフェで異なります。

開設カフェ	場 所	主 催	実 施
コミュニティカフェ「笑」 ^{えみ}	山田文庫 (辻川 山田医院横)	アロマサークル美人	月1回
オレンジカフェ「結」 ^{ゆい}	高岡交流会館 (高岡小学校横)	神戸医療福祉大学学生 (高岡地区民生委員協力)	月1回

※開設時や年間活動に対する運営支援を行っています。カフェの開設にあたっては、地域包括支援センターへお問い合わせください。

(5) 地域ケア会議

①我が事会議（地域に密着した会議）

高齢者等に生じた困り事を他人ごとではなく自分の事としてとらえ考える地域づくりの基本となるものです。高齢者等に支援を必要とする困り事ができたとき、地域の福祉担当者や地域包括支援センター、社会福祉協議会等で支援体制を検討します。

地域のサービスの充実についても話し合いをします。

(6) 地域包括支援センター運営事業

①総合相談支援

高齢者等に関する全般的な相談をお受けします。

休日に、急ぎのご相談ごとが発生した場合は、役場へご連絡ください。

宿日直が担当者に取次ぎします。

②権利擁護

高齢者の権利を守るため、以下の内容等への対応や手続きの支援をします。

■成年後見制度の活用促進

【財産管理】 預貯金や不動産の管理等の支援

【身上監護】 病院の入退院の手続きや福祉サービス等の契約の支援

■消費者被害の防止

■高齢者虐待への対応

■困難事例への対応

■老人福祉施設等への措置入所の支援



(7) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的とし、神崎郡3町で広域運営を行っています。(神崎郡医師会に委託しています)

連携支援センターの事務局は、公立神崎総合病院内にあり、社会福祉士1名が配属されています。主な事業内容は下記のとおりです。

- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 医療・介護関係者の研修

(8) 家族介護支援事業

①認知症高齢者等やすらぎ支援事業

「やすらぎ支援員」による高齢者の見守り訪問です。社会福祉協議会に委託しています。

②家族介護慰労金の支給

住民税非課税世帯で、過去1年間介護保険サービス(下記※)を利用せず、要介護度4または5の高齢者を在宅で介護する方に、年額100,000円を支給します。

※福祉用具の購入・貸与、住宅改修費の助成、短期入所生活介護・短期入所療養介護(合わせて7日以内/年)の利用は除きます。

(9) その他の事業

①認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の方や家族に対して、できる範囲での手助けをする人(認知症サポーター)を養成します。

依頼に応じ、認知症キャラバンメイトを派遣します。

対 象	自治会・消防団・企業・商店・学校(小・中・高等学校等)など
-----	-------------------------------

